

環境農林水産常任委員会資料

令和元年12月5、6日

農 政 水 産 部

目 次

I 予算議案

議案第1号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）	1
	（別途配布の議案P1）

II 特別議案

議案第5号 国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例	5
	（別途配布の議案P17）
議案第6号 国営川南原土地改良事業負担金徴収条例	6
	（別途配布の議案P21）
議案第7号 国営大淀川右岸土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例	7
	（別途配布の議案P25）
議案第16号 卸売市場法施行条例及び宮崎県小規模卸売市場条例を廃止する条例	8
	（別途配布の議案P97）
議案第17号 うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例	9
	（別途配布の議案P99）

III 議会提出報告

損害賠償額を定めたことについて	10
	（別途配布の報告書P1）

IV その他報告

棚田地域振興法に関する取組について	11
川崎市内県有地の貸付に係る優先交渉権者の決定について	15
漁海況変動等対策資金について	17

I 予算議案

議案第1号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)

(1) 歳出予算課別集計表

(単位：千円)

会計名	課名	令和元年度			平成30年度	
		補正前の額	補正額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		A	B	C=A+B		
一 般 会 計	農政企画課	1,657,510		1,657,510	1,552,268	1,493,336
	農業連携推進課	1,823,838		1,823,838	1,868,516	1,789,030
	農業経営支援課	5,355,848		5,355,848	5,483,492	5,013,801
	農産園芸課	3,046,256	159,717	3,205,973	2,414,459	1,907,054
	農村計画課	3,425,330		3,425,330	5,528,984	5,337,032
	農村整備課	14,401,540		14,401,540	12,660,763	14,122,774
	水産政策課	1,806,314		1,806,314	1,706,607	1,624,338
	漁村振興課	4,512,601		4,512,601	3,448,477	3,325,027
	畜産振興課	5,406,388		5,406,388	4,578,110	3,941,604
	家畜防疫対策課	1,122,738		1,122,738	592,431	585,037
	合計	42,558,363	159,717	42,718,080	39,834,107	39,139,033
特別 会計	沿岸漁業 改善資金 水産政策課	246,764	0	246,764	204,933	193,843
	合計	246,764	0	246,764	204,933	193,843
農政水産部計		42,805,127	159,717	42,964,844	40,039,040	39,332,876

(2) 繰越明許費(追加)

課名	款	項	事業名	金額
農村整備課	農林水産業費	農業費	公共農村総合整備対策事業	144,000
漁村振興課	農林水産業費	水産業費	水産基盤(漁場)整備事業	200,000
	農林水産業費	水産業費	水産基盤(漁港)整備事業	479,000
	農林水産業費	水産業費	県単漁港建設事業	63,100
計 4事業				886,100

(3) 繰越明許費(変更)

課名	款	項	事業名	金額	
				補正前	補正後
農村整備課	農林水産業費	農地費	公共土地改良事業	245,000	1,091,043
	農林水産業費	農地費	公共農道整備事業	150,000	298,000
	農林水産業費	農地費	公共農地防災事業	636,482	997,082
計 3事業				1,031,482	2,386,125

増額 1,354,643千円

令和元年度11月補正事業説明資料

(農政水産部)

事業名	サツマイモ基腐病緊急対策推進事業	新規・改善・既定	課名	農産園芸課
		国庫・ 県単		
<p>1 事業の目的・背景</p> <p>かんしょ産地で発生したサツマイモ基腐病の被害拡大を防止するため、健全な種いもや苗への更新等を推進する。</p> <p>2 事業の概要</p> <p>(1) 予算額 33,416千円</p> <p>(2) 財源 一般財源：33,416千円</p> <p>(3) 事業期間 令和元年度</p> <p>(4) 事業主体 地域対策協議会、種苗事業者等</p> <p>(5) 事業内容</p> <p>感染の恐れのない健全な種いもや苗への更新等を推進 (県1／3以内、県定額) 33,416千円</p> <p>3 事業効果</p> <p>《県内かんしょ作付面積 平成30年度 3,610ha → 令和2年度 3,610ha》</p> <p>健全な種いもや苗への更新等により、サツマイモ基腐病の感染源を絶ち、将来にわたり持続可能な産地の復興が図られる。</p>				

サツマイモ基腐病緊急対策推進事業

もとぐされ



今後の対策

サツマイモ基腐病の4つの発生防止対策

Point !

1 残さの分解促進

2 健全な苗の育成

3 ほ場の消毒と排水性改善

4 苗の消毒

「産地維持」と「県内の他産地への拡大防止」のために

事業内容

次作に向けた健全な種いもや苗の更新等支援

- ・ 県内外のサツマイモ基腐病未発生地域からの種いもや苗の導入
- ・ 不足する苗の供給体制の強化

- 生き残った種いもは、感染の可能性が極めて高い
- 産地全体で発生拡大したため種いもの確保が困難

確実な個々の農家・ほ場への指導・対策の徹底

発生産地で封じ込め

①産地全体で次作の清浄化

②産地ほ場の健全化と地力向上

③リスク回避による安心した営農

持続可能な
かんしょ産地の復興



農家が安心して栽培できる産地へ



II 特別議案

議案第5号 国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例

農村計画課 畑かん営農推進室

1 条例制定の理由

国営大淀川左岸土地改良事業の開始に伴い、土地改良法第90条第2項及び第9項の規定により市町及び受益者から徴収する負担金に関して必要な事項を条例で定める。

2 条例の概要

(1) 負担金の額

条例で定める市町及び受益者の負担割合は、国費残の100分の50以内とする。

(2) 徴収方法

事業完了年度の翌年度から起算して17年（据置2年、元利均等年賦支払15年）とし、利率は国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率を超えない範囲で徴収する。

ただし、市町及び受益者から申出があるときは、全部又は一部につき一時支払の方法により徴収できる。

(参考)

国営大淀川左岸土地改良事業の概要

- (1) 事業名 国営かんがい排水事業（国営施設応急対策）
- (2) 総事業費 20億円
- (3) 予定工期 令和元年度～令和7年度
- (4) 受益面積 1,632ha（水田827ha、畑805ha）
- (5) 関係市町村 宮崎市、小林市、綾町
- (6) 主要工事及び負担割合

主要工事	国	県	市町及び受益者
・ダム管理施設 及び取水設備 一式 ・幹線用水路 L=1.7km	2/3	国費残の 58/100	国費残の 42/100
・水管理施設 一式	1/2	国費残の 50/100	国費残の 50/100

議案第6号 国営川南原土地改良事業負担金徴収条例

農村計画課 畑かん営農推進室

1 条例制定の理由

国営川南原土地改良事業の開始に伴い、土地改良法第90条第2項及び第9項の規定により町及び受益者から徴収する負担金に関して必要な事項を条例で定める。

2 条例の概要

(1) 負担金の額

条例で定める町及び受益者の負担割合は、国費残の100分の42以内とする。

(2) 徴収方法

事業完了年度の翌年度から起算して17年（据置2年、元利均等年賦支払15年）とし、利率は国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率を超えない範囲で徴収する。

ただし、町及び受益者から申出があるときは、全部又は一部につき一時支払の方法により徴収できる。

(参考)

国営川南原土地改良事業の概要

- (1) 事業名 国営かんがい排水事業（国営施設応急対策）
- (2) 総事業費 21億円
- (3) 予定工期 令和元年度～令和7年度
- (4) 受益面積 659ha（水田659ha）
- (5) 関係市町村 木城町、川南町
- (6) 主要工事及び負担割合

主要工事		国	県	町及び受益者
幹線用水路 L=6.8km	幹線用水路	2/3	国費残の 58/100	国費残の 42/100
	耐震化 (3箇所)	2/3	国費残の 90/100	国費残の 10/100

議案第7号 国営大淀川右岸土地改良事業負担金徴収条例を 廃止する条例

農村計画課 畑かん営農推進室

1 条例廃止の理由

国営大淀川右岸土地改良事業に係る市及び受益者の負担金を徴収する条例について、平成30年度で国への償還が完了し、今後、負担金の徴収が不要となることから、条例を廃止する。

(参考)

国営大淀川右岸土地改良事業の概要

- (1) 事業名 国営かんがい排水事業
- (2) 総事業費 766億円
- (3) 工期 昭和56年度～平成16年度
- (4) 受益面積 1,960ha (水田760ha、畑1,110ha、樹園地90ha)
- (5) 関係市町村 宮崎市
- (6) 主要工事 天神ダム一式、幹線導水路2.5km、
幹支線水路40.2km、ファームポンド8カ所

議案第16号 卸売市場法施行条例及び宮崎県小規模卸売市場条例を 廃止する条例

農業連携推進課

1 廃止の理由

卸売市場法の一部改正に伴い、これまで条例で定めることとされていた地方卸売市場に係る手続等が、改正後の法令に規定されるため、条例を廃止する。

2 廃止する期日

令和2年6月21日

3 卸売市場法の改正概要等

(1) 主な変更内容

区 分	現 行	改正後
開設の手続	開設の <u>許可・認可</u>	開設の <u>認定</u>
中央卸売市場	開設者は都道府県や人口20万人以上の市等に限定	開設者の制限なし 施設規模が一定以上のもの
地方卸売市場	政令で定める施設規模以上	施設規模の要件なし
卸売業務の制限	卸売業者の <u>許可</u>	規定なし (開設者が業者を決定)

(2) 制度改正に伴う動き

卸売業者による市場外の加工事業者への直接卸売（第三者販売）などが考えられる。

4 条例廃止後の県の取組

- ・ 卸売市場からの報告や立入検査等による指導、監督の継続
- ・ 卸売市場の活性化に向けた卸売市場の連携による取引づくり等の促進

(参考) 県内の卸売市場数

中央卸売市場	(大臣認可)	1市場(総合)
地方卸売市場	(知事許可)	25市場(総合2、青果7、水産14、花き2)
小規模卸売市場	(知事許可)	2市場(水産2)

議案第17号 うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例

水産政策課 漁業・資源管理室

1 改正の理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年6月14日公布）の施行に伴い、うなぎ稚魚取扱者登録申請時における登録拒否要件について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例第6条第1項第5号に規定する登録拒否要件を改正する。

改正前	改正後
<p>(登録の拒否)</p> <p>第6条 知事は、第4条第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) <u>成年被後見人</u></p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(登録の拒否)</p> <p>第6条 知事は、第4条第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) <u>精神の機能が障害によりうなぎ稚魚の譲受け等に係る事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>2 [略]</p>

Ⅲ 議会提出報告

損害賠償額を定めたことについて

主管課	事案発生日 及び 事案発生場所	事案内容	相手方	損害 賠償額	専決 年月日
漁村 振興課	令和元年8月21日 日南市西町1丁目 2番7号先路上	県有車両 による交 通事故	日南市中央通1丁 目1番1号 日南市 日南市長 崎田 恭平	円 27,800	令和元年 10月21日
畜産 振興課	令和元年8月5日 児湯郡川南町大字 川南21986番地27 川南町営豊原住宅 駐車場	車両損傷 事故	児湯郡川南町大字 川南12984番地 長友 節子	円 27,351	令和元年 10月25日

IV その他報告

棚田地域振興法に関する取組について

農政企画課

1 経緯・目的

(1) 経緯

本年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が全会一致で成立、8月に施行

(2) 目的

本法は、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的として制定

2 地域指定の主な要件

政令で定められている棚田地域指定の要件

- ① 昭和25年2月1日における市町村（旧市町村）の区域（県内は86市町村）
- ② 区域内の勾配が1/20の土地にある一団の棚田の面積が1ha以上

※ 「棚田」とは、「傾斜地に階段状に設けられた田」で、以下のいずれかに該当
 ・現に稲作が行われている場合
 ・稲作以外の作物が栽培されている場合、又は、作物の栽培が何ら行われていなくても、稲作の再開が見込まれる状態の場合

3 スキーム

	国	県	市町村・地域協議会
方針	「基本方針」 策定	「県棚田地域振興計画」策定	
地域指定	指定・公示 ←	指定棚田地域の指定申請 ←	指定申請の提案
計画策定	計画認定 ←	(事前協議)	「指定棚田地域振興協議会」 ↓ 設置 「指定棚田地域振興活動計画」 作成と認定申請

※ 指定棚田地域振興協議会 … 市町村が、地域の農業者や住民、県、関係団体等を構成員とした協議会を設置し、指定を受けた棚田地域の振興を図るため活動計画を協議・作成する主体。

4 主な支援策（令和2年度概算要求）

指定棚田地域の、国の認定を受けた活動計画に基づく取組に対して、国の関係府省庁が横断的に支援を実施

(1) 農林水産省の主な支援策

- ① 事業実施対象地域要件（条件不利地域）に追加
現行の地域振興8法に加えて、指定棚田地域も補助事業の条件不利地域として採択され、補助率嵩上げ、面積要件等緩和の優遇措置が受けられる。
- ② 中山間地域等直接支払交付金の指定棚田地域振興活動加算（1万円/10a）創設

(2) 関係府省庁の支援策一覧

府省庁	事業
総務省	「地域おこし協力隊員推進に要する経費」外3事業
文部科学省	「体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト」外7事業
農林水産省	「中山間地域等直接支払交付金」外15事業
国土交通省	「景観改善推進事業」外10事業
環境省	「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金」外1事業
内閣府	「地方創生推進交付金」外1事業

5 進捗状況と今後の計画

9月	市町村担当者説明会（1回目） 市町村長等への事業推進キャラバン（9～11月：19市町村実施）
11月	市町村担当者説明会（2回目） 宮崎県棚田地域振興計画の策定・公表（11月21日） 指定棚田地域の指定申請（県→国）（11月29日）※第一回申請 〔日南市、日向市、諸塚村、椎葉村、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町〕
12月	（国）第1回指定棚田地域の指定・公示
1月	（市町村）指定棚田地域振興協議会の設置
2月	（市町村）指定棚田地域振興活動計画の作成と認定申請（市町村→国）
3月	（国）指定棚田地域振興活動計画の認定

※ 上記スケジュールでの地域指定、活動計画の申請・認定は第一回目。
その他の地域については、今年度内の地域指定を目指す。

宮崎県棚田地域振興計画の概要

1 宮崎県棚田地域振興計画の作成・公表及び活用

- ・ 県が棚田地域振興法第六条の規定に基づき市町村の意見を聴いて作成
- ・ 本年、10/23～11/7に全市町村から意見聴取、11/21に作成し、公表
- ・ 指定棚田地域振興協議会は、県棚田地域振興計画を勘案して指定棚田地域振興活動計画を作成する。

2 内 容

第一 棚田地域の振興の目標

棚田が、多面にわたる機能を有する貴重な財産として将来にわたって保全されていくために、農業生産機能の維持、景観の形成、観光・農泊・教育等による関係人口の増加等、施策を充実させながら棚田地域の振興を図る。

第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 棚田地域の振興に関連する施策の推進

- (1) 地方への移住・定住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策
- (2) 農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策
- (3) 歴史的価値の高い文化的景観等、文化財の保護・活用に資する施策
- (4) 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策
- (5) 国土保全や地域社会の維持・活性化に資する施策
- (6) 観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策
- (7) 自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策
- (8) 世界農業遺産やユネスコエコパーク等の世界ブランドと連携した施策

2 宮崎県独自の支援施策

- (1) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業及び中山間ふるさと・水と土保全推進事業の活用促進
- (2) 宮崎県の「日本の棚田百選」を活かした観光客の誘客
- (3) 棚田カード作成・配布による魅力発信と棚田の維持保全への理解促進
- (4) その他 各種制度事業を活用した地域づくり支援

3 宮崎県における推進体制

宮崎県中山間地域対策推進本部（本部長：知事）において情報共有しながら、総合的に制度推進を図る。

4 棚田地域振興に関する情報の周知徹底

棚田地域の取組の横展開や県内外への情報発信を図る。

第三 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方

棚田の多面にわたる機能の維持や促進が期待でき、棚田地域の振興を図る必要性が高く、当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる地域。

川崎市内県有地の貸付に係る優先交渉権者の決定について

農業連携推進課

1 県有地の概要

神奈川県川崎市川崎区浮島町400番16（公簿5, 208㎡）

- ・ 昭和45年 土地を取得
- ・ 平成17年 川崎航路が休止し、(株)JA物流みやざきが利用開始
以後1年ごとに契約を更新（令和元年11月末で契約終了）

2 公募及び審査結果

(1) 目的

本県と首都圏間の農産物を含む県産品輸送の安定的で効率的な物流体制を構築するため、川崎市内の県有地の有効活用について、優れた知見を有する民間事業者をプロポーザル方式により公募し、優先交渉権者を選定。

(2) 経過

- 7月31日 募集要項等の公表
- 10月7日 応募申請者の参加資格確認
- 11月11日 選定委員会の開催、提案内容の審査
- 11月15日 優先交渉権者に内定を通知

(3) 選定委員

農政水産部次長（総括）（委員長）、財産総合管理課長、総合交通課長、国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局主席運輸企画専門官、宮崎産業経営大学教授、(株)産学連携機構九州九州PPPセンターマネージャー

(4) 審査基準

安定的かつ効率的な輸送体制、鮮度保持に配慮した流通施設、荷役作業の軽減やドライバーへの配慮など持続可能な輸送体制、事業の実現性及び継続性、貸付料

(5) 審査結果

応募者（1者）からプレゼンテーションを受け、審査の結果、合格基準を満たし、かつ全ての選定委員が採用に合意したため、応募者を優先交渉権者として選定。

① 優先交渉権者

株式会社マキタ運輸

（宮崎県都城市高木町6226-5、代表取締役 牧田 信良）

② 提案内容

以下の実現を図るため、荷捌き場、冷蔵・冷凍倉庫、休憩施設等を備えた物流拠点施設を整備。

- ・ 長距離輸送の効率化、ドライバーの労務改善
- ・ 鮮度、品質の保持
- ・ 関東近郊での共同配送
- ・ 産地から消費地までのパレット輸送の確立

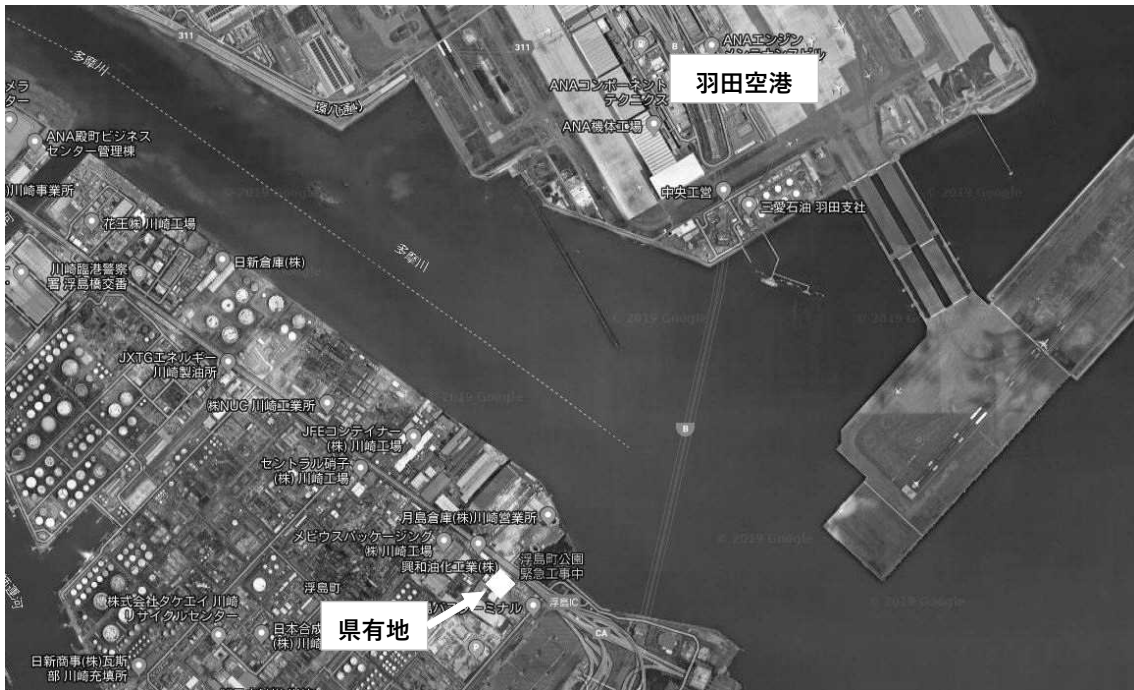
3 優先交渉権者の最終決定

川崎市から、選定された提案に基づく事業の推進について異存なき旨の回答(11月25日)を得て、県が最終決定(12月4日)。

4 今後の対応

契約締結に向け、優先交渉権者と契約期間や利用計画、リスク分担等の詳細な取決めについて協議を開始。

5 位置図



6 イメージ図 (企画提案書より)



漁海況変動等対策資金について

水産政策課

1 経過等

- (1) かつお一本釣漁業やまぐろはえ縄漁業など、漁海況変動等により影響を受けている漁業者に対して、県、市町、県信用漁業協同組合連合会（県信連）が一体となって支援するスキームを構築すべく、9月補正で創設。
- (2) 当初は基準金利3%のうち、県信連が1.0%の利子軽減を行い、県及び市町がそれぞれ0.75%の利子補給を行うことで、貸付金利を0.5%に設定。
- (3) 県信連と再協議し、県信連がさらに0.5%（合計1.5%）の利子軽減を行うことで、貸付金利を0%（無利子）に設定。

2 融資実績（令和元年11月30日時点）

かつお一本釣漁業を営む県内25経営体のうち19経営体から申し込みがあり、約5億8千万円の融資を実行。

※ 各漁協ごとの融資状況

漁協	所属経営体数	申込経営体数	融資実績額 (千円)
日南市	6	4	35,000
南郷	12	12	455,800
栄松	1	0	0
外浦	6	3	95,000
合計	25	19	585,800

※ 漁海況変動等対策資金

- ① 融資枠 8億円
- ② 償還期限 1年以内
- ③ 貸付金利 0%（無利子）

3 かつお一本釣漁業の生産額の状況

(単位:百万円)

漁協	生産額					
	1月～8月末実績			1月～10月末実績		
	令和元年	前年	※ 平年	令和元年	前年	※ 平年
日南市	652	942	1,102	764	1,104	1,336
南郷	2,516	3,352	3,510	3,050	3,942	4,153
栄松	179	293	298	210	338	355
外浦	1,041	1,361	1,643	1,280	1,625	1,946
4漁協合計	4,388	5,948	6,553	5,304	7,009	7,790
対前年比	74%	/	/	76%	/	/
対平年比	67%	/	/	68%	/	/

※ 平年:平成29年以前の5箇年の平均

